

ブリッジ Bridge 9月号

トレンドニュース(令和7年7月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.22倍(前月比0.01P上昇)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:9,733人と前年同月比2.1%減少。

新規求職申込件数:1,684人と前年同月比3.4%増加。

⇒新規求職者が増加に転じました。シニア層の求職者は増加傾向です。

シニア層の採用を検討してみませんか?求人をお待ちしています!

◆ 大阪府最低賃金を63円引上げ 時間額1,177円に

大阪地方最低賃金審議会は、本年8月19日に大阪労働局長から、大阪府下の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」(地域別最低賃金)の改正についての諮問を受け、審議を重ねた結果、現行の最低賃金額1,114円から63円引き上げ(引き上げ率5.66%)、1,177円に改正することが適当であるとの答申を行いました。

効力発効の日は、令和7年10月16日です。

(なお、大阪府最低賃金は9月4日に開催される大阪地方最低賃金審議会総会後に決定されるため、現段階ではまだ金額、発効日ともに確定ではありません。)

目次

《お知らせ情報》

◆ 第76回全国労働衛生週間の実施

令和7年10月1日～7日〔準備期間:9月1日～30日〕

◆ もっと はたらきかた ススメ!

◆ 最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

◆ 最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

◆ 令和7年業務改善助成金のご案内

《賃金情報等》

・ハローワーク大阪東の求人・求職状況

・職業別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)

・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)

・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36

ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



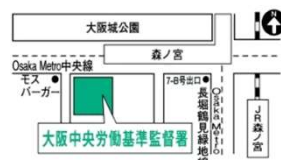
大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10

(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」

※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体にコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



工事を発注される方 トラックを利用する発荷主・着荷主の方
貸切バスを発注される方へ

もっと！ はたらきかた ススめ！

Promote
Work Style
Reforms!

建設業従事者、
トラックドライバー、
バス運転者にも、

2024年4月から時間外労働の
上限規制が適用されています。

皆さまで力を合わせて、
働き方改革に取り組みましょう！

働き方改革
コンダクター
玉木 宏

建設業従事者



▼
週休2日を確保可能な
適正な工期・代金による
工事の受発注をお願いします。

トラックドライバー



▼
荷待ち・荷役等時間の短縮に向けた
取組をお願いします。適正な運賃・料金の
收受に向けた話し合いをお願いします。

バス運転者



▼
行程やダイヤについて
話し合いをお願いします。





今、
始めよう!

発注者・荷主の皆さまに 取り組んでいただきたいこと

建設業従事者について

工期が短いと、
週休2日を
確保できない…



工事の受注・発注に当たっては、
週休2日を確保可能な
適正な工期の設定を。

工事の受注・発注に
当たっては、適切な金額
での契約を心がけましょう。

トラックドライバーについて

長時間の
荷待ちや
荷役作業が
負担…



荷待ち・荷役等時間短縮のため、
適切な日時指定、予約システム
の導入など効率化の工夫を。

「標準的運賃」を参考に、
運賃や荷待ち、荷役作業の
料金の見直しをしましょう。

バス運転者について

運行スケジュール
によっては、
休憩や休息が
とれない…



貸切バスや送迎バス、
コミュニティバスの発注の際は、
改善基準告示に沿った
運行ができるよう
行程やダイヤについて
バス事業者とよく話し合いを。

こちらも
チェック!

物流・建設業界では、新たなルールが始まっています。



新物流効率化法

物流効率化法
理解促進
ポータルサイト



- ✓ すべての荷主・物流事業者に物流効率化のため
に取り組むべき措置(積載効率の向上・荷待ち・荷役等
時間の短縮)についての努力義務を規定。
令和7年
4月施行
- ✓ 一定規模以上の荷主・物流事業者について特定
事業者として指定し、物流効率化の取組に関す
る中長期計画の作成、定期報告の義務を規定。
令和8年
4月施行予定
- ✓ 一定規模以上の特定荷主について、物流統括管
理者の選任の義務を規定。
令和8年
4月施行予定

改正建設業法

改正建設業法
ポイント
解説ページ



- ✓ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契
約書記載事項とする義務を規定。
令和6年
12月施行
- ✓ 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」
に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は誠
実に協議に応じる努力義務(公共工事では義務)を規定。
令和6年
12月施行
- ✓ 適正な労務費等の確保と行き渡りのため、著しく低
い労務費等による見積りや見積り依頼の禁止を規定。
令和7年
12月までに施行
- ✓ 受注者にも工期ダンピングの禁止を規定。
令和7年
12月までに施行

▼ 詳しくは各種サイトをご確認ください。 ▼

はたらきかたススめ

建設業従事者、トラック・バ
ス・タクシードライバーの働
き方改革を進めるために
私たち一人ひとりができる
取り組みを掲載しています。



自動車運転者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

時間外労働の上限規制
や改善基準告示をはじ
め、トラック事業者の方、
荷主の方双方に向けた
情報を掲載しています。



建設業従事者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

建設業の概況や発注者
向け・建設事業者向け
情報、各種相談窓口等
に関する情報を発信し
ています。



最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

② キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③ 中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫
0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じること、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦ 中小企業経営強化税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

⑧ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜
（土・日・祝日除く））



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑨ 中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307（IP電話等からのお問い合わせ）

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑩ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

- ・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び 12/29~1/3 を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑫サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑪小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

- ＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
 - ・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
 - ・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先

- ・事業承継・M&A 補助金事務局 050-3145-3812



事業承継前の設備投資等に係る取組、M&A 時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A 後の PMI に係る専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑮パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

- ＜「宣言」の内容について＞
 - ・中小企業庁企画課 03-3501-1765
- ＜「宣言」の提出・掲載について＞
 - （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688



下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑯労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

- ・公正取引委員会事務局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑰官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑱官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



4. 資金繰りに関する支援

⑪セーフティネット貸付制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫（日本公庫）
0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）
098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑫小規模事業者経営改善資金融資制度

（マル経融資）

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑬地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

⑭人材確保等支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

⑮人材開発支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

⑯建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

⑰特定求職者雇用開発助成金

（成長分野等人材確保・育成コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇い入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇い入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

⑱早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース



中途採用拡大コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

②⑦産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額 8,635 円/1人1日あたり(1事業主あたり 1,000 万円))します。

②⑧働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額(3%~7%以上)に応じて助成上限額の加算もあります。

6. 相談窓口

②⑨よろず支援拠点

問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

③⑩下請かけこみ寺

問い合わせ先

・(公財)全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の下請かけこみ寺
0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

③⑪働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

③⑫中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金、ものづくり補助金

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

<業務改善助成金>

□事業概要：事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

□補助上限：30万円～600万円

□助成率：3/4～4/5

□助成対象経費の例

機器・設備の導入：POSレジシステム導入による在庫管理の短縮

経営コンサルティング：国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し

その他：顧客管理情報のシステム化



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

<キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |

支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上
4%未満

4万円

5%以上
6%未満

6万
5,000円

4%以上
5%未満

5万円

6%以上

7万円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合、有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。
- 最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回ることとなる等級についてのみ賃金規定等を増額改定した場合も、助成対象になります。ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。

※助成額は令和7年度の内容です

問合せ先 都道府県労働局

詳しくはこちら



<IT導入補助金>

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

詳しくはこちら



□補助上限：最大450万円

□補助率：1/2～4/5

□最賃特例：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いることを示した事業者のみなさまには、補助率を2/3にします。

問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター：0570-666-376

<ものづくり補助金>

□事業概要：生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

□補助上限：最大4,000万円

□補助率：1/2～2/3

詳しくはこちら



□最賃特例：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いることを示した事業者のみなさまには、補助率を2/3にします。

問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセン
ター：050-3821-7013

<賃上げを後押しするその他施策>

・働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	6～360万円 （※2）
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

（※1）建設業の場合

（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算

（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）



・人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります（①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。）。

詳しくは▼



・人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額（※1・2）
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円（40万円）
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円（20万円）
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%（50%）

（※1）括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円（150万円）。

詳しくは▼



・特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

・早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

・中小企業省力化投資補助金

□事業概要：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

□補助上限：（カタログ注文型）最大1000万円（一般型）最大8000万円 ※従業員数による
更に一定の賃上げで、上限額を引き上げ

□補助率：1／3～2／3

詳しくはこちら



問合先 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター：0570-099-660

・賃上げ促進税制

□概要：事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

詳しくは▼

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除



<働き方改革や経営改善に向けた相談先>

・働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。



問合先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

・よろず支援拠点

売上拡大支援

経営改善支援

ワンストップサービス

経営上の様々なお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

問合先 各都道府県のよろず支援拠点



令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

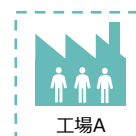
事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることで、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**

1,070円

■ 引上げ人数は**2名**とカウント

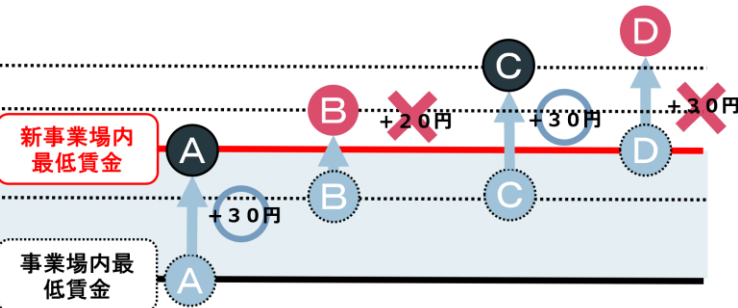
1,050円

1,040円

1,030円

1,020円

1,000円



A：引き上げ人数としてカウント
B・C：
新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げている**Cのみ**対象。
D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助 成 対 象 経 費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員 7 人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経 費 区 分	対 象 経 費 の 例
機 器 ・ 設 備 の 導 入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>
○事業場内最低賃金が980円
→助成率4/5
○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）



対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

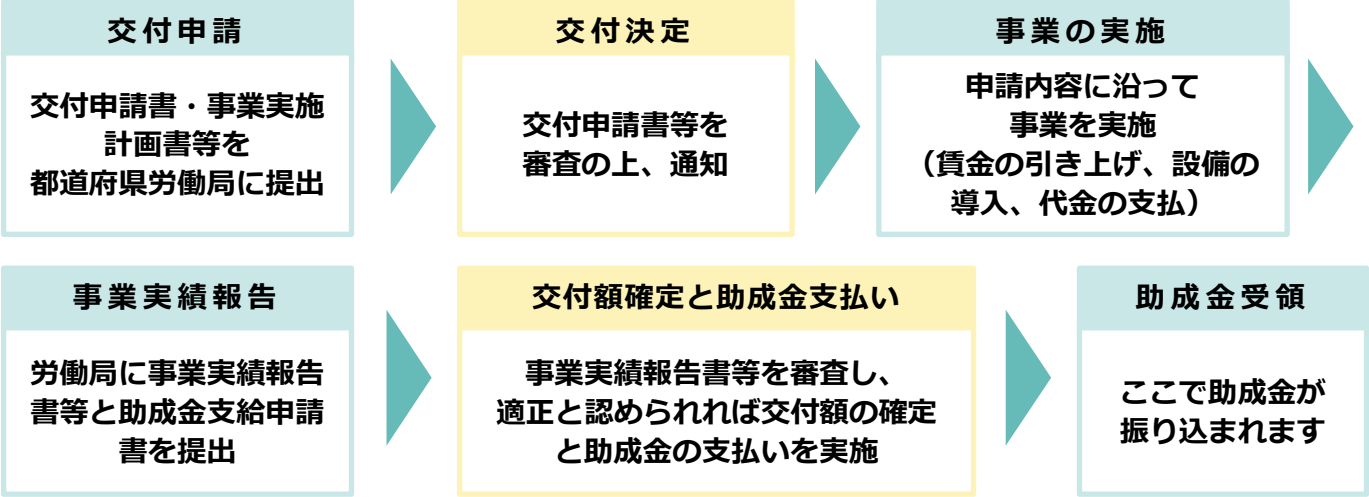


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
 - ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
 - ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
 - ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。
- ※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年7月	前年同月	前年同月比	令和7年7月	前年同月	前年同月比
計	9,733	9,943	▲ 2.1	65,647	67,921	▲ 3.3
建設業	383	532	▲ 28.0	4,276	4,537	▲ 5.8
製造業	650	719	▲ 9.6	4,673	4,921	▲ 5.0
情報通信業	747	754	▲ 0.9	2,523	3,061	▲ 17.6
運輸業,郵便業	931	975	▲ 4.5	5,221	5,842	▲ 10.6
卸売業,小売業	732	963	▲ 24.0	5,889	6,524	▲ 9.7
学術研究,専門・技術サービス業	717	683	5.0	2,219	2,184	1.6
宿泊業,飲食サービス業	1,108	955	16.0	6,113	6,555	▲ 6.7
生活関連サービス業,娯楽業	104	79	31.6	2,881	2,632	9.5
教育,学習支援業	154	127	21.3	870	935	▲ 7.0
医療,福祉	1,730	1,907	▲ 9.3	19,418	18,826	3.1
サービス業（他に分類されないもの）	1,863	1,587	17.4	9,002	9,230	▲ 2.5

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年7月	前年同月	前年同月比	令和7年7月	前年同月	前年同月比
職業計	1,684	1,629	3.4	25,492	25,813	▲ 1.2
A 管理的職業従事者	6	4	50.0	113	89	27.0
B 専門的・技術的職業従事者	347	303	14.5	4,088	4,029	1.5
C 事務従事者	500	473	5.7	6,476	6,532	▲ 0.9
D 販売従事者	111	95	16.8	1,584	1,525	3.9
E サービス職業従事者	170	159	6.9	2,830	2,553	10.8
F 保安職業従事者	11	9	22.2	260	217	19.8
G 農林漁業従事者	2	1	100.0	84	73	15.1
H 生産工程従事者	74	72	2.8	1,308	1,239	5.6
I 輸送・機械運転従事者	41	45	▲ 8.9	989	854	15.8
J 建設・採掘従事者	7	8	▲ 12.5	284	225	26.2
K 運搬・清掃・包装等従事者	139	122	13.9	2,923	2,715	7.7

3. 就職件数の推移

	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7
大阪東	446	348	322	370	321	280	288	381	499	359	349	296	344
大阪労働局	6,090	5,275	5,516	6,248	5,583	5,139	4,815	5,786	6,562	6,360	6,045	5,940	5,714

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和7年7月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)
職業計	15,813	7,519	2.10	104,740	96,592	1.08
01管理的職業	54	30	1.80	441	426	1.04
02研究・技術の職業	3,009	531	5.67	12,539	5,963	2.10
006開発技術者	254	36	7.06	1,270	538	2.36
007製造技術者	153	96	1.59	815	1,274	0.64
008建築・土木・測量技術者	1,074	66	16.27	3,815	751	5.08
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	960	210	4.57	4,061	2,143	1.90
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	259	403	0.64	969	4,226	0.23
017デザイナー	79	215	0.37	302	2,271	0.13
04医療・看護・保健の職業	839	293	2.86	9,016	3,877	2.33
023看護師、准看護師	383	152	2.52	4,056	1,917	2.12
024医療技術者	168	50	3.36	1,830	661	2.77
025栄養士、管理栄養士	83	12	6.92	1,209	251	4.82
028保健医療関係助手	94	24	3.92	949	358	2.65
05保育・教育の職業	279	126	2.21	2,563	1,605	1.60
029.031.032その他の保育・教育の職業	274	111	2.47	2,380	1,435	1.66
06事務的職業	1,752	2,470	0.71	9,586	27,478	0.35
033総務・人事・企画事務の職業	189	277	0.68	1,127	2,745	0.41
034一般事務・秘書・受付の職業	411	1,420	0.29	2,511	16,274	0.15
037医療・介護事務の職業	134	80	1.68	1,093	1,206	0.91
038会計事務の職業	321	235	1.37	1,221	2,436	0.50
040営業・販売関連事務の職業	309	161	1.92	1,415	1,667	0.85
07販売・営業の職業	2,919	539	5.42	11,876	6,509	1.82
045販売員	1,034	143	7.23	4,207	2,306	1.82
048営業の職業	1,772	357	4.96	7,087	3,898	1.82
08福祉・介護の職業	1,426	274	5.20	14,219	4,200	3.39
049福祉・介護の専門的職業	558	130	4.29	5,516	1,670	3.30
050施設介護の職業	572	131	4.37	6,572	2,364	2.78
051訪問介護の職業	296	13	22.77	2,131	166	12.84
09サービスの職業	1,466	402	3.65	10,717	4,922	2.18
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	34	57	0.60	2,612	769	3.40
055飲食物調理の職業	442	142	3.11	4,097	1,696	2.42
056接客・給仕の職業	793	110	7.21	2,923	1,426	2.05
057居住施設・ビル等の管理の職業	77	51	1.51	384	508	0.76
10警備・保安の職業	557	42	13.26	3,296	668	4.93
12製造・修理・塗装・製図等の職業	841	337	2.50	8,366	5,351	1.56
071製品製造・加工処理工（金属製品）	167	56	2.98	2,277	1,250	1.82
072製品製造・加工処理工（食料品等）	49	29	1.69	561	451	1.24
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	207	71	2.92	1,398	904	1.55
074機械組立工	92	33	2.79	813	616	1.32
075機械整備・修理工	99	27	3.67	1,485	477	3.11
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	144	93	1.55	904	953	0.95
13配送・輸送・機械運転の職業	1,252	224	5.59	9,768	4,755	2.05
082配送・集荷の職業	354	79	4.48	1,801	1,559	1.16
083貨物自動車運転の職業	182	38	4.79	3,243	1,038	3.12
085乗用車運転の職業	494	49	10.08	2,550	765	3.33
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	150	27	5.56	935	592	1.58
14建設・土木・電気工事の職業	416	60	6.93	7,012	1,206	5.81
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	224	27	8.30	2,271	458	4.96
094電気・通信工事の職業	81	21	3.86	1,372	376	3.65
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	732	438	1.67	4,165	7,011	0.59
095荷役・運搬作業員	469	85	5.52	2,113	1,666	1.27
096清掃・洗浄作業員	141	95	1.48	846	1,152	0.73
（I T関連計）	1,956	644	3.04	8,829	6,851	1.29
（福祉関連計）	1,881	417	4.51	19,209	6,008	3.20
（介護関連小計）	1,358	229	5.93	13,568	3,549	3.82

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和7年7月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	10,179	3,872	2.63	65,337	61,023	1.07
01管理的職業	1	9	0.11	9	75	0.12
02研究・技術の職業	88	71	1.24	332	931	0.36
007製造技術者	2	25	0.08	55	261	0.21
008建築・土木・測量技術者	32	8	4.00	121	139	0.87
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	17	17	1.00	64	203	0.32
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	119	114	1.04	479	1,225	0.39
017デザイナー	41	48	0.85	221	518	0.43
04医療・看護・保健の職業	640	204	3.14	5,763	2,851	2.02
023看護師、准看護師	411	126	3.26	3,006	1,616	1.86
024医療技術者	88	12	7.33	955	309	3.09
028保健医療関係助手	83	13	6.38	882	279	3.16
05保育・教育の職業	388	82	4.73	3,118	1,515	2.06
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	219	21	10.43	766	386	1.98
029.031.032その他の保育・教育の職業	169	61	2.77	2,352	1,129	2.08
06事務的職業	1,130	1,008	1.12	6,323	13,863	0.46
034一般事務・秘書・受付の職業	261	620	0.42	2,050	9,058	0.23
037医療・介護事務の職業	93	54	1.72	974	742	1.31
038会計事務の職業	237	63	3.76	561	819	0.68
040営業・販売関連事務の職業	67	23	2.91	372	391	0.95
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	224	67	3.34	578	774	0.75
07販売・営業の職業	341	128	2.66	2,542	2,391	1.06
045販売員	316	106	2.98	2,309	2,058	1.12
08福祉・介護の職業	1,255	156	8.04	12,461	2,768	4.50
049福祉・介護の専門的職業	206	65	3.17	2,225	916	2.43
050施設介護の職業	640	80	8.00	7,159	1,651	4.34
051訪問介護の職業	409	11	37.18	3,077	201	15.31
09サービスの職業	3,531	252	14.01	15,450	4,480	3.45
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	18	26	0.69	906	340	2.66
055飲食調理の職業	1,874	97	19.32	10,374	2,059	5.04
056接客・給仕の職業	1,280	68	18.82	2,566	1,059	2.42
057居住施設・ビル等の管理の職業	259	42	6.17	759	629	1.21
10警備・保安の職業	318	35	9.09	3,034	568	5.34
12製造・修理・塗装・製図等の職業	260	81	3.21	2,160	1,573	1.37
071製品製造・加工処理工（金属製品）	17	9	1.89	227	227	1.00
072製品製造・加工処理工（食料品等）	52	15	3.47	681	323	2.11
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	135	22	6.14	716	380	1.88
074機械組立工	5	6	0.83	125	137	0.91
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	8	1	8.00	110	41	2.68
13配送・輸送・機械運転の職業	247	71	3.48	2,705	1,718	1.57
082配送・集荷の職業	53	22	2.41	576	510	1.13
083貨物自動車運転の職業	4	4	1.00	170	132	1.29
085乗用車運転の職業	164	24	6.83	1,403	615	2.28
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	12	10	1.20	132	161	0.82
14建設・土木・電気工事の職業	13	6	2.17	178	170	1.05
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	3	2	1.50	54	62	0.87
092土木の職業	10	1	10.00	103	32	3.22
094電気・通信工事の職業		2	0.00	13	57	0.23
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,828	650	2.81	10,574	12,230	0.86
095荷役・運搬作業員	77	35	2.20	865	912	0.95
096清掃・洗浄作業員	1,487	186	7.99	6,666	3,366	1.98
097包装作業員	72	43	1.67	517	642	0.81
098選別・ピッキング作業員	71	43	1.65	796	1,032	0.77
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （I T関連計）	121 333	343 151	0.35 2.21	1,730 994	6,278 1,731	0.28 0.57
（福祉関連計）	1,738	272	6.39	16,187	4,329	3.74
（介護関連小計）	1,266	128	9.89	12,533	2,442	5.13

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンラインで求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和7年7月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	236,051	311,119	246,495	239,304	311,044	246,668
02研究・技術の職業	276,185	468,231	271,311	262,669	437,652	277,236
007製造技術者	245,456	366,186	267,143	238,832	366,527	254,221
008建築・土木・測量技術者	304,184	546,231	336,250	287,618	479,494	322,154
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	250,281	403,675	250,476	252,731	428,587	260,964
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	250,462	350,542	236,724	238,771	346,801	248,974
017デザイナー	231,353	299,760	241,538	234,268	330,278	242,419
04医療・看護・保健の職業	241,723	299,462	278,936	251,872	305,659	272,072
023看護師、准看護師	262,336	319,063	288,261	264,391	318,712	283,163
024医療技術者	252,131	306,292	295,714	254,547	311,944	264,050
028保健医療関係助手	198,903	229,747	248,000	199,615	235,157	208,000
05保育・教育の職業	221,223	252,495	273,846	220,650	248,890	240,806
029.031.032その他の保育・教育の職業	221,223	252,495	273,636	222,016	250,740	241,543
06事務的職業	219,949	278,873	232,561	216,853	271,039	228,105
033総務・人事・企画事務の職業	221,655	279,821	256,486	225,725	285,853	266,439
034一般事務・秘書・受付の職業	207,366	244,096	221,267	206,849	246,061	216,288
037医療・介護事務の職業	194,266	234,393	228,000	200,067	239,665	208,756
038会計事務の職業	248,830	354,416	239,000	234,432	318,098	241,925
040営業・販売関連事務の職業	220,138	277,907	249,706	220,562	273,858	241,786
07販売・営業の職業	231,189	287,425	290,455	240,431	313,113	281,348
045販売員	203,360	236,298	227,647	227,685	288,373	229,319
048営業の職業	239,816	304,988	308,696	245,170	324,419	306,364
08福祉・介護の職業	232,680	269,911	240,000	240,134	273,869	230,268
049福祉・介護の専門的職業	243,066	275,726	241,875	255,446	291,678	236,996
050施設介護の職業	224,804	270,359	234,000	226,197	257,542	225,182
051訪問介護の職業	227,929	256,161	246,000	228,585	260,779	227,500
09サービスの職業	223,139	249,499	237,818	249,215	309,967	237,059
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	228,600	458,650	226,667	269,018	338,689	234,100
055飲食物調理の職業	218,144	256,752	248,333	252,963	307,927	247,171
056接客・給仕の職業	228,038	243,654	241,053	232,070	296,174	237,205
057居住施設・ビル等の管理の職業	197,025	221,103	213,333	211,785	234,182	209,608
10警備・保安の職業	209,053	232,451	238,000	200,761	219,741	197,545
12製造・修理・塗装・製図等の職業	227,369	301,976	230,000	220,891	304,520	245,086
071製品製造・加工処理工（金属製品）	234,514	313,690	240,000	222,658	313,124	252,895
072製品製造・加工処理工（食料品等）	227,243	271,243	220,000	218,513	280,800	221,017
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	215,605	271,857	215,333	211,991	279,265	230,714
074機械組立工	206,258	263,734	232,500	214,705	293,805	238,812
075機械整備・修理工	245,968	345,849	276,667	225,023	304,907	272,179
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	238,612	337,981	225,000	231,835	357,742	246,160
13配送・輸送・機械運転の職業	226,713	274,201	272,424	241,296	294,364	264,955
082配送・集荷の職業	231,882	252,299	321,000	234,732	275,591	263,973
083貨物自動車運転の職業	247,662	289,681	262,000	262,782	326,129	295,859
085乗用車運転の職業	208,417	295,115	245,000	216,469	263,719	257,059
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	207,961	247,243	200,000	221,745	277,089	241,481
14建設・土木・電気工事の職業	250,731	382,041	300,000	244,898	370,476	278,068
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	259,994	403,467	300,000	246,857	377,452	280,395
094電気・通信工事の職業	231,553	345,671	250,000	238,111	365,255	269,844
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	208,315	218,898	200,000	214,967	254,763	209,322
095荷役・運搬作業員	211,070	216,162	225,000	216,773	251,540	212,415
096清掃・洗浄作業員	198,614	218,126	200,000	214,109	253,479	199,535
（ＩＴ関連計）	248,775	389,678	255,263	247,342	406,740	259,309
（福祉関連計）	239,107	279,853	265,741	243,824	283,026	249,247
（介護関連小計）	231,294	268,720	243,333	236,616	270,386	229,859

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和7年7月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,222	1,305	1,249	1,268	1,376	1,209
02研究・技術の職業	1,376	1,793	1,423	1,394	1,766	1,524
007製造技術者	1,114	1,200	1,171	1,147	1,320	1,206
008建築・土木・測量技術者	2,080	3,520	1,200	1,709	2,326	1,909
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,160	1,900	--	1,179	1,689	1,956
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,362	1,636	1,454	1,290	1,576	1,414
017デザイナー	1,132	1,300	1,350	1,158	1,520	1,255
04医療・看護・保健の職業	1,696	1,894	1,801	1,651	1,849	1,627
023看護師、准看護師	1,715	1,891	1,700	1,701	1,874	1,664
024医療技術者	1,811	2,080	1,850	1,772	2,062	1,606
027その他の医療・看護・保健の専門的職業	--	--	--	1,398	1,662	1,200
028保健医療関係助手	1,271	1,419	1,400	1,195	1,291	1,203
05保育・教育の職業	1,432	1,583	1,240	1,299	1,413	1,278
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,407	1,410	1,114	1,199	1,260	1,160
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,440	1,634	1,286	1,323	1,450	1,328
06事務的職業	1,227	1,350	1,189	1,332	1,450	1,185
034一般事務・秘書・受付の職業	1,190	1,267	1,186	1,515	1,614	1,176
037医療・介護事務の職業	1,168	1,252	1,157	1,197	1,283	1,172
038会計事務の職業	1,279	1,530	1,161	1,254	1,486	1,236
040営業・販売関連事務の職業	1,303	1,453	1,245	1,221	1,337	1,276
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,216	1,350	1,114	1,177	1,291	1,162
07販売・営業の職業	1,114	1,142	1,206	1,182	1,286	1,190
045販売員	1,114	1,144	1,206	1,181	1,278	1,174
048営業の職業	1,114	1,129	--	1,189	1,294	1,297
08福祉・介護の職業	1,242	1,404	1,153	1,281	1,433	1,194
049福祉・介護の専門的職業	1,250	1,447	1,131	1,289	1,430	1,213
050施設介護の職業	1,207	1,325	1,166	1,239	1,332	1,184
051訪問介護の職業	1,287	1,492	--	1,370	1,675	1,211
09サービスの職業	1,139	1,176	1,176	1,148	1,222	1,156
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,233	1,633	1,250	1,114	1,335	1,195
055飲食調理の職業	1,116	1,160	1,161	1,147	1,199	1,148
056接客・給仕の職業	1,136	1,185	1,227	1,138	1,239	1,159
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,181	1,181	1,139	1,161	1,172	1,142
10警備・保安の職業	1,180	1,324	1,126	1,187	1,262	1,137
11農林漁業の職業	1,219	1,294	--	1,191	1,321	1,154
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,182	1,275	1,195	1,152	1,254	1,208
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,194	1,275	1,114	1,196	1,371	1,216
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,163	1,229	--	1,149	1,198	1,153
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,167	1,221	1,200	1,118	1,198	1,180
074機械組立工	--	--	--	1,160	1,317	1,186
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,200	1,200	--	1,152	1,211	1,115
13配送・輸送・機械運転の職業	1,234	1,298	1,221	1,211	1,281	1,177
082配送・集荷の職業	1,172	1,311	1,241	1,219	1,316	1,163
083貨物自動車運転の職業	1,675	1,675	1,114	1,349	1,484	1,233
085乗用車運転の職業	1,221	1,236	1,300	1,175	1,241	1,158
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,244	1,294	1,157	1,160	1,196	1,250
14建設・土木・電気工事の職業	2,133	2,133	--	1,465	1,946	1,173
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	2,133	2,133	--	1,650	2,144	1,167
092土木の職業	--	--	--	1,234	1,643	1,171
094電気・通信工事の職業	--	--	--	1,641	2,003	1,205
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,148	1,163	1,134	1,157	1,185	1,137
095荷役・運搬作業員	1,151	1,212	1,166	1,178	1,246	1,153
096清掃・洗浄作業員	1,152	1,164	1,140	1,160	1,181	1,134
097包装作業員	1,116	1,152	1,114	1,146	1,210	1,154
098選別・ピッキング作業員	1,129	1,153	1,128	1,150	1,204	1,151
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,114	1,132	1,120	1,134	1,168	1,128
（ＩＴ関連計）	1,201	1,360	1,457	1,190	1,421	1,351
（福祉関連計）	1,414	1,586	1,504	1,398	1,560	1,478
（介護関連小計）	1,238	1,390	1,156	1,281	1,432	1,309

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2025年7月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	4	9	40	TOEIC(600点～)	23	185	16	35
第三種電気主任技術者	6	98	37	176	日本語検定1級	26	208	2	3
1級電気工事施工管理技士	1	31	21	66	日本語検定3級	14	159	0	3
2級電気工事施工管理技士	1	21	21	79	日商簿記1級	18	132	6	22
一級建築士	10	93	98	401	日商簿記2級	172	1,835	86	294
二級建築士	12	144	62	348	日商簿記3級	171	1,983	65	374
1級建築施工管理技士	5	77	94	462	簿記能力検定(全経2級)	13	99	0	12
2級建築施工管理技士	2	69	87	403	運行管理者(貨物)	5	169	7	56
1級土木施工管理技士	3	141	191	477	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	6	78	0	8
2級土木施工管理技士	4	72	179	429	医療事務資格	25	341	4	72
1級造園施工管理技士	2	20	1	24	登録販売者(一般医薬品)	16	260	2	140
薬剤師	22	267	31	426	理容師	5	53	2	1,142
保健師	14	186	25	189	美容師	39	543	26	1,749
助産師	6	87	0	38	ネイリスト技能検定試験2級	1	27	0	5
看護師	192	2,128	521	4,729	ネイリスト技能検定試験3級	7	62	0	16
准看護師	21	427	268	2,560	調理師	103	1,236	448	2,170
臨床検査技師	8	99	15	141	警備員検定試験(1級)	0	1	1	5
理学療法士	13	141	76	894	警備員検定試験(2級)	1	5	4	13
作業療法士	5	67	66	776	大型自動車免許	35	1,124	34	1,415
歯科技工士	5	56	8	51	大型自動車第二種免許	20	416	9	401
歯科衛生士	16	268	20	380	普通自動車免許	1,856	32,459	166	2,942
診療放射線技師	3	52	9	58	普通自動車第二種免許	26	457	379	1,653
言語聴覚士	6	35	43	308	大型特殊自動車免許	6	191	0	44
管理栄養士	21	297	102	703	自動二輪車免許	43	879	12	152
栄養士	41	504	145	1,215	原動機付自転車免許	12	356	637	1,146
あん摩マッサージ指圧師	1	18	28	253	牽引免許	13	293	0	212
はり師	5	71	41	256	フォークリフト運転技能者	131	3,587	399	2,843
きゅう師	5	66	15	174	中型自動車免許	13	393	156	1,887
柔道整復師	6	97	38	299	中型自動車第二種免許	2	46	13	84
臨床心理士	3	23	14	66	8トン限定中型自動車免許	17	450	28	756
社会福祉士	14	325	193	1,180	危険物取扱者(乙種)	47	989	40	319
介護福祉士	114	1,878	622	8,190	危険物取扱者(丙種)	4	95	0	28
保育士	116	1,826	321	3,212	溶接技能者	2	29	0	16
ホームヘルパー1級	4	50	30	400	ガス溶接技能者	11	332	0	120
ホームヘルパー2級	63	1,260	388	4,004	アーク溶接技能者(基本級)	7	186	0	83
精神保健福祉士	3	119	70	455	二級自動車整備士	7	110	15	238
介護支援専門員(ケアマネージャー)	21	442	70	1,360	三級自動車整備士	2	73	14	162
介護職員基礎研修修了者	3	41	15	274	自動車検査員	2	36	2	40
福祉用具専門相談員	4	116	4	57	2級ボイラー技士	8	176	27	87
介護職員初任者研修修了者	71	1,075	818	9,236	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	3	114	4	46
介護職員実務者研修修了者	37	446	388	5,006	移動式クレーン運転士	7	203	3	96
税理士	0	17	12	35	小型移動式クレーン運転技能者	7	228	8	114
社会保険労務士	12	93	24	58	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	0	27	0	44
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	86	1,385	74	998	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	5	119	2	173
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	14	374	81	457	玉掛技能者	39	1,232	56	676
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	48	677	17	192	第一種電気工事士	10	163	40	348
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	88	855	107	459	第二種電気工事士	43	818	134	936
管理業務主任者	8	74	6	21	足場の組立て等作業主任者	3	65	0	40
実用英語技能検定2級	42	606	5	19	1級管工事施工管理技士	1	40	25	103
TOEIC(730点～)	42	376	0	13	2級管工事施工管理技士	2	30	18	134